

株式会社アルカスインターナショナル

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年2月28日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

課長職以上の管理職の女性割合を本部の女性割合に応じた数値47.4%以上とする

取組内容

■ 2025年4月～

- ・全管理職が部下の「育成計画書」を策定し、人事部門と共有する。
- ・「Cradle」内のキャリアアップや DE&I に関する研修コンテンツを必須研修として社員に配信し、受講を促す。

■ 2025年6月～

- ・グループ内で活躍している女性経営層・管理職を講師とし、キャリアアップや DE&I に関する研修プログラムを実施する。

■ 2025年10月～

- ・管理職候補の積極的な育成に向けての施策を実施する。

計画期間を通じて、上記内容に準じた内容の施策を毎年実行し、期末に効果を検証する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

全雇用形態における有給休暇取得率を65%以上とする

取組内容

■ 毎年期初に「本部：事業場休業日（5日間）の案内」「店舗：有給休暇5日間取得促進の案内」を配信する。

■ 2025年4月～ 定期的に有給取得状況をモニタリングし、有給5日間未取得社員に対し、取得を促すメールを配信する。

■ 2025年6月～ 働き方（ワークライフバランス）に関する啓蒙研修コンテンツを配信し、ワークライフバランスの改善を促す。

計画期間を通じて、上記内容に準じた内容の施策を毎年実行し、期末に効果を検証する。